

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第四条の二関係）            劇物            一〇十一の八（略）            十一の九 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (33) (略)</p> <p>(34) N (一) シアノ 一・二 ジメチルプロピル) 二 (二) 四 ジクロロフェノキシ(プロピオンアミド及びこれを含む製剤</p> <p>(35) N 「(RS) シアノ(チオフェン 二 イル)メチル」            四 エチル 二 (エチルアミノ) 一・三 チアゾール            五 カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含む製剤</p> <p>(36) 四 シアノ 四 ビフェニリルトランス 四 エチル 一 シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含む製剤</p> <p>(37) (144) (略)</p> <p>十二十九 (略)</p> <p>十九の二二・四 ジクロロ . . . トリフルオロ 四 二 トロメタトルエンスルホンアニリド(別名フルスルファミド)及</p>	<p>別表第一（第四条の二関係）            劇物            一〇十一の八（略）            十一の九 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (33) (略)</p> <p>(34) N (一) シアノ 一・二 ジメチルプロピル) 二 (二) 四 ジクロロフェノキシ(プロピオンアミド及びこれを含む製剤</p> <p>(35) 四 シアノ 四 ビフェニリルトランス 四 エチル 一 シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含む製剤</p> <p>(36) (143) (略)</p> <p>十二十九 (略)</p> <p>十九の二二・四 ジクロロ . . . トリフルオロ 四 二 トロメタトルエンスルホンアニリド(別名フルスルファミド)及</p>

びこれを含む製剤。ただし、二・四 ジクロロ トリフルオロ 四 ニトロメタトルエンホルホンアニリド〇・三%以下を含むものを除く。

二十 一・三 ジクロロプロペン及びこれを含む製剤

二十一から二十四まで 削除

二十四の二 ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート(別名 ジノカップ)及びこれを含む製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート〇・二%以下を含むものを除く。

二十四の三六十八 (略)

びこれを含む製剤。ただし、二・四 ジクロロ トリフルオロ 四 ニトロメタトルエンホルホンアニリド〇・三%以下を含むものを除く。

二十から二十四まで 削除

二十四の二 ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート(別名 ジノカップ)及びこれを含む製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート〇・二%以下を含むものを除く。

二十四の三七六十七 (略)